

令和7年度沼津市公式LINEアカウント機能拡充システム構築運用業務委託
プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、「令和7年度沼津市公式LINEアカウント機能拡充システム構築運用業務委託」（以下「本業務」という。）の契約候補者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度沼津市公式LINEアカウント機能拡充システム構築運用業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和7年度沼津市公式LINEアカウント機能拡充システム構築運用業務委託公募仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 提案限度額

2,975,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

本プロポーザルに係る契約は、令和7年度予算成立をもって締結が可能になる。沼津市議会が本業務に係る予算を議決しなかった場合は、本プロポーザルの中止又は契約を取りやめることがある。また、本業務は、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用する事業のため、交付決定されない場合は、本プロポーザルの中止又は契約を取りやめることがある。予定より交付金の決定が遅れた場合は、契約締結日が予定日より遅れることがある。

なお、契約の取りやめ、遅延等によって発生した損害について、市は責任を負わない。

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 政策推進部 広報課 シティプロモーション係

担当：杉山、山本

住所：〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号 沼津市役所2階

電話：055-934-4839（直通）

メール：kouhou@city.numazu.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、契約候補者の選定後から契約締結までの間において、次に掲げる要件のいずれかを

満たさなくなった場合は、契約候補者の選定を取り消すことがある。

- (1) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年7月1日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。ただし、再生開始の決定を受けている者又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。
- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者ではなく排除等の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がないこと。
- (6) 令和元年度以降、国又は地方公共団体に対し、LINE 公式アカウントを運用するためのシステム等を構築・導入した実績があること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること。

5 スケジュール

No.	内容	実施期間
1	募集開始	令和7年2月7日（金）ホームページに掲載
2	質問の受付	令和7年2月14日（金）17時までに電子メールで
3	質問の回答	令和7年2月19日（水）17時までにホームページに掲載
4	参加申込書及び 企画提案書等の提出	令和7年2月26日（水）17時必着
5	参加承認の通知	令和7年3月5日（水）17時までに電子メールで
6	選考会	令和7年3月12日（水）予定
7	選考結果の通知	令和7年3月18日（火）予定
8	契約締結	令和7年4月1日（火）予定

※上記のスケジュールは変更する場合がある。その際は市ホームページに掲載するので随時確認すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問期間

令和7年2月7日（金）から令和7年2月14日（金）17時まで

(2) 質問方法

送付件名に「【質問】令和7年度沼津市公式LINEアカウント機能拡充システム構築運用業務委託について」と明記し、電子メールにより担当部署へ提出すること（様式任意）。その際に、会社名、担当者名、電子メールアドレス及び電話番号を併記し、提出後には必ず電話による受信確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答については、質問者匿名にて令和7年2月19日(水)17時まで
に沼津市ホームページ上で回答する。

7 プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年2月7日(金)から令和7年2月26日(水)17時まで(必着)

(2) 提出方法

次項の「7-1 参加申込」及び「7-2 企画提案書」に記載の書類を用意し、
持参又は郵送により担当部署へ提出すること。なお、持参による場合は、事前に担当
部署へ連絡するとともに、8時30分から17時(土日祝日を除く。)の間に提出する
こと。

7-1 参加申込

(1) 提出書類(各1部)

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 同種業務実績表(様式2)
記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料(契約書・仕様書等の写し)を
添付
- ③ 会社概要(様式自由、パンフレット等でも可。)
- ④ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(様式3)
- ⑤ 登記簿謄本等(申込日から3か月以内に発行されたもの)
 - ・法人登記している場合・・・履歴事項全部証明書の写し
 - ・個人事業主の場合・・・代表者身分証明書の写し
- ⑥ 財政諸表(直近事業年の「貸借対照表」、「損益計算書」及び「株主資本等変動計
算書」)
- ⑦ 納税証明書(申込日から3か月以内に発行されたもの。課税があるもののみ提出。
市内に本社又は営業所のない者は、ウ 国税納税証明書のみ提出。)
 - ア 市税納税証明書
 - ・法人登記している者は法人市民税納税証明書(最新の事業年度のもの)
 - ・個人事業主の場合は市県民税納税証明書(最新のもの)
 - イ 固定資産税納税証明書(最新のもの)
 - ウ 国税納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)
 - ・法人登記している者は「その3」又は「その3の3」
 - ・個人事業主の場合は「その3」又は「その3の2」

※提出にかかる様式等は、沼津市ホームページからダウンロードすること。

※沼津市入札参加資格者名簿に登録されている者は、④～⑦の書類は不要。

7-2 企画提案書

(1) 提出書類（各6部）

- A 企画提案書提出届（様式4）
- B 企画提案書（様式自由）
- C 工程表（様式5）
- D 実施体制調書（様式6）
- E 見積書（様式自由）

(2) 留意事項

- ・上記のB～Eの書類について、提案者を特定することができる内容（具体的な社名等）は記載しないこと。
- ・提出書類は、日本工業規格A4で作成する。このうち、B～Eについては、この順に左綴じしたものを1部とし、これを6部提出する。A4以外のサイズを用いる場合は、必ずA4サイズに折り込むこと。
- ・B 企画提案書は、C 工程表、D 実施体制調書及びE 見積書を除き、A4サイズ15枚（30ページ）以内で作成すること。
- ・各ページに通し番号を振ること。
- ・本要領及び仕様書に示す、業務委託の趣旨及び目的を達成するため、提案限度額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ・見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ・提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

8 提案する内容

別紙「仕様書」の「4 機能」に示す部分について、提案を行うこと。

9 参加承認の通知

提出書類の確認後、本プロポーザルへの参加の承認について、令和7年3月5日（水）17時までに随時、電子メールにて通知する。

なお、参加を否認された者は、市にその理由の説明を求めることができる。

10 選考

(1) 選考方法

企画提案書等の提出書類を基に、「令和7年度沼津市公式 LINE アカウント機能拡充システム構築運用業務委託契約候補者選定委員会」により評価項目ごと総合的に評価

を行い、契約候補者を選定する。ただし、各審査員の合計点数の平均得点が60点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目 別表「評価項目」のとおり

(3) 選考会（プレゼンテーション及びヒアリング）

① 開催日：令和7年3月12日（水）予定

② 実施方法

Zoomによるオンラインのプレゼンテーション（20分程度）及びヒアリング（5分程度）を予定している。日時、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。なお、参加申込者が多数の場合、提出書類を基に書類選考を行い、あらかじめプレゼンテーションを行う者を選定することがある。

プレゼンテーションで使用するパソコンは各自で用意すること。また、事前にZoomのミーティングIDを作成し、URLを市が指定する日までに通知すること。なお、プレゼンテーションの際には、自社名等提案者を特定することができる内容を明かしてはならない。

11 選考結果の通知

契約候補者選考後、速やかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価結果については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 企画提案書等を提出期間内に提出しなかったとき

(2) 選考会の指定時間にプレゼンテーションを開始しなかったとき

(3) 「4 参加資格」を満たさなくなったとき

(4) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき

(5) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

(6) 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

13 契約

(1) 契約の締結

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結し、速やかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。ただし、選定された事業者が「12 参加者の失格」(3)～(6)の規定に該当する場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含

めるので、事前に確認をしておくこと。(沼津市ホームページ>事業者のみなさんへ>入札情報・契約>建設業関連以外業務委託>「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

(2) 契約の取りやめ等

本プロポーザルに係る契約は、令和7年度予算成立をもって締結が可能になる。沼津市議会が本業務に係る予算を議決しなかった場合は、本プロポーザルの中止又は契約を取りやめることがある。また、本業務は、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用する事業のため、交付決定されない場合は、本プロポーザルの中止又は契約を取りやめることがある。予定より交付金の決定が遅れた場合は、契約締結日が予定日より遅れる場合がある。

なお、契約の取りやめ、遅延等によって発生した損害について、市は責任を負わない。

14 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程等）を作成し、市の承認を得ること。

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

16 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、全て沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

(別表) 評価項目

評価項目		評価の視点・判断基準	配点	合計 得点
企画 提案力	業務理解	本業務の趣旨・目的や市の特性・課題を理解しているか。	10	40
	具体性	仕様書に定める機能や要件を十分に満たしているか。また、市職員が使用する管理システムは、誰が見てもわかりやすく、操作しやすいものか。	20	
	積極性	仕様書に定めのない業務に関しても積極的に取り組もうとする提案、将来性、創造性、発展性がうかがえる提案がされているか。	10	
業務遂行 能力	履行実績	令和元年度以降、国又は地方公共団体に対し、同種業務の実績を十分に有しているか。	15	60
	実施体制	業務を適切に提供できる実施体制を備えているか。	10	
		業務執行過程が工程表に明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか。	10	
	運用保守	運用開始後の保守、セキュリティ対策、緊急時の対応、体制等が具体的に示され、その内容が妥当であるか。	15	
	見積額	提案内容を踏まえ、システム導入及び機能に係る費用は詳細かつ明確に示されているか。	10	
合 計			100/100	

※企画提案書等の提出書類を基に、「令和7年度沼津市公式 LINE アカウント機能拡充システム構築運用業務委託契約候補者選定委員会」により、評価項目ごと総合的に評価を行い、契約者を選定する。ただし、各審査委員の合計点数の平均得点が60点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

※評価点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

- (1) 「企画提案力」の高いものを上位とする。
- (2) 上記(1)が同点の場合は、選定委員から意見を聞き、選定委員会において順位を決定する。